

平成 2 2 年川西町議会

第 2 回臨時会会議録

平成 2 2 年 1 1 月 2 9 日

平成 2 2 年川西町議会  
第 2 回臨時会会議録

( 第 1 号 )

平成 2 2 年 1 1 月 2 9 日

平成22年川西町議会第2回臨時会会議録（開 会）

招集年月日	平成22年11月29日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成22年11月29日 午前10時 宣告	
出席議員	1番 松本史郎 2番 香川明英 3番 島田育浩 4番 宗行正昭 5番 今田吉昭 6番 寺澤秀和 7番 森本修司 8番 杉井成行 9番 中嶋正澄 10番 芝 和也 11番 大植 正	
欠席議員	12番 石田晏三	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 上田直朗 副町長 松本ひろ子 教育長 森杉衛一 理事 嶋田義明 福祉部長 山嶋健司 産業建設部長心得 寺澤伸和 会計管理者心得 松本雅司 総務課長 森田政美 企画財政課長 西村俊哉 教育総務課長 栗原 進	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 高間隆弘 モニター係 増井 肇	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	5番 今田吉昭 議員	6番 寺澤秀和 議員

## 川西町議会第2回臨時会（議事日程）

平成22年11月29日（月）午前10時00分開会

日程	議案番号	件名
第 1		会議録署名議員の指名
第 2		会期の決定
第 3	議案第48号	特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について
第 4	議案第49号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
第 5	議案第50号	訴えの提起について
第 6	発議第9号	川西町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

(午前10時00分 開会)

議長 (森本修司君) 皆さん、おはようございます。

これより、平成22年川西町議会第2回臨時会を開会いたします。

会議に先立ち、12番 石田晏三議員より本臨時会への欠席届が提出されていますので、御報告させていただきます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。よって、議会は成り立ちましたので、これより会議を開きます。

町長より臨時会招集についての挨拶を受けることにいたします。

町長。

町議長 (上田直朗君) おはようございます。

本日、川西町議会第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、大変お忙しい中ですが、御参集くださいます。まことにありがとうございます。

本日提案いたしますのは、国の平成22年度の人事院勧告に基づきまして、常勤の特別職の職員及び一般職の職員の給与に関する条例をそれぞれ改正する案件、そして、土地の登記に関しまして裁判所に所有権移転登記手続の申し立てを行うに当たりまして、地方自治法の規定に基づきまして議会の議決をお願いする案件の3案件でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長 (森本修司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、5番 今田吉昭君及び6番 寺澤秀和君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (森本修司君) 異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたします。

これより議事に入ります。

日程第3、議案第48号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、日程第4、議案第49号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを一括議題とし、議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町議長 (上田直朗君) ただいま上程いただきました議案の提案要旨につきまして御説明を申し上げます。

日程第3、議案第48号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりをいただきまして、これは、国の平成22年度人事院勧告に準じまして、特別職の職員の期末手当の支給月数を年間0.15カ月引き下げる改定を行うものでございます。

次に、日程第4、議案第49号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

また1枚おめくりをいただきまして、これは、国の平成22年度人事院勧告に準じまして、一般職の職員の月例給につきましては、中高年齢層を中心に平均で0.1%引き下げますとともに、期末勤勉手当の支給月数を年間で0.2カ月引き下げる等の改定を行うものでございます。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（森本修司君） 提案説明が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。

質疑ございませんか。

芝議員。

10番議員（芝 和也君） それでは、ただいまの議案第48号、49号の給与関係の議案についてお尋ねをいたします。全体的なことで5点お伺いいたします。

1点目として、現時点での本町の給与水準、いわゆるラスパイレス指数はどの程度になっているのか。県内の各自治体との対比も含めて、その辺、お示しいただいたらというふうに思います。

それから、2点目として、今般の改定が実施されることによって、予算全体に占める影響額は、大体どの程度の差額が生まれてくるのか。また、1人当たりにならしますとどの程度になるのかという数字をお示しいただきたいと思います。

3点目として、人勸に準拠しての改定ということですが、いずれにしても町長の意図は別として、人勸が行われますので、それに準拠してということになってくるわけですが、現下の状況からして、これを据え置く措置をとる考えについての町長の御所見をお伺いしたいと思います。

それから、結果、これが実施されますと、給与の引き下げですので、予算全体ではその分影響額が捻出されるということですから、その予算の有効活用というのは当然問われますけれども、その辺の使い道についてどのようにお考えかということをお伺いします。

それから、最後に5点目です。この間、人勸が勧告されますと、本俸も含めて引き下げということになってきていますけれども、そこから出た財源をもとに、本町でもいろいろな方面で有効活用がなされてきています。それはそれで生かされている点だと思いますが、これが、人勸が引き上げ勧告を今度逆に出してきますと、当然また給料ベースも回復というか、引き上げで実施ということになりますけれども、今般の改定も含めて、今後そういった景気動向等から引き上げの人勸が出た場合、有効活用した施策の継続性、その辺についての町長のお考えをお示しいただきたいと思います。

以上5点です。よろしくお伺いします。

議長（森本修司君） 町長。

町長（上田直朗君） まず、ラスパイレス指数とか総額につきましては、担当の

部長のほうから説明させていただきたいと思います。

3点目の今の勧告を据え置かないのかということでございますけれども、勧告が出ましたら、それに準じてずっと続けてまいりたいと思っておりますし、引き上げることがあっても、それも据え置かないで、即引き上げるときには引き上げて、引き下げるときには引き下げてということで、これからも人勧に準じていきたい、こういうふうに思っております。

それから、減額になりますけれども、これをすぐにどこへ活用するかというのではなしに、財源の保留と申しますか、そういう形で今後の施策に生かしていきたいと、こういうふうに思っております。これだけの額が出たから、これをどういうふうにするというのではなしに、町全体の財源の中で考えていきたいと思っております。浮いてくる財源とやっていく施策とを同一に見ないで、財源は財源として置いて、施策は施策として、全体の財源の中から考えていくことが一番いいのではないかと思いますし、今おっしゃったように、それが逆な形になりまして、人勧が上がりましたら、どこかの財源を省いて給与を上げるというわけにもまいりませんので、給与につきましても施策につきましても、全体の財源の中で考えていくのが一番いいのではないかとこのように思っておりますので、今後もそういう形で進めていきたいと思っております。

議長（森本修司君） 嶋田理事。  
理事（嶋田義明君） 数字的なものについて、私のほうから説明させていただきます。まず最初の給与水準、ラスパイレス指数ということなんですけれども、ラスパイレス指数というのは国の給与との比較ということでよく使われる数字なんですけれども、21年度でいいますと91.0、今度22年度で91.4という数字になっておりまして、これは、国を100とした場合の基準でございます。県内の町村の平均が、21年度の数字が出ておりまして、90.8と、川西町は平均より少し高いという状況でございます。

次に、今回の引き下げに伴う影響額でございます。おおむね1,000万円程度の額が出てくることとなります。1人当たりの影響額なんですけれども、本町の平均の給与水準で見た場合に、1人当たり8万5,000円程度の減という形になります。

以上です。

議長（森本修司君） 芝議員。  
10番議員（芝 和也君） 影響額については、今、部長のほうから説明のあったとおりかと思えます。ラスの水準でいいますと、県下の自治体の対比でいけば平均的なところということなんですけれども、いずれにしても91.4ですか、一番新しい数字がそういうことですので、国家公務員に照らせば、まだそういう水準が本町の実情だというふうに今の数字からもわかると思えます。

財源なんですけれども、町長としては、出た財源をどうするのかという見方ではなしに、全体的な施策の中で対策を打っていくと。給料については人勧に準拠するから、下がったときは下がるし、上がったときも上げるということになるから、そのときに出てきた財源を何に使うという考えではないということで、それはよくわかりました。

いずれにしても、今般のこのことは、結果としては一定の財源を生むという形に今のところなってきたのが、形の上から出る結果として言えることだというふうに思います。そういう点でいえば、町長が意図してこの財源をつくり出すということではないですけれども、結果、そういう同じ事態になっているわけですから、そういう意味では、予算を組むときにも全体の施策の中でどう充当させていくのかということとは当然工面されるべきだろうというふうに思います。いずれにしても、人勧が下がれば給与水準を下げ、今度引き上げの回答があったら、また引き上げるということですから、そういう意味では、今回のこととか引き下げが起こったときは、形の上では意図してどこかで財源を工面したことと、財源上は人件費を下げ、その分予算が新たに生まれるわけですから、予算をさわる、さわらないは別にして、財源を新たに工面したこと、県内の自治体でも、その財政事情によりますけれども、財政対策として職員給与そのものにカットという手段で手をつけて財政対策をされているところも出てきます。そういう政策意図で財源を生んでおられるということです。今般のことはそんなことではありませんけれども、結果として、形の上では財源を生んだことと同じですから、そういう点では、思い切って予算をつくったというとらまえ方をすれば、給与水準の据え置きというのも一方では考えられるのではないかと思います。この点について、そういう角度からは町長はどうお考えか、再度お示しいただきたいとしたいと思います。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） 財源から見た部分なんですけれども、人事院勧告を基準にしながらか給与を決めていかないと、据え置いたりしていきまして独自の政策をしてまいりますと、今度、国の人勧との比較がなかなか、川西町内でそれをしているといけませんので、県のように人事委員会というか、そういう組織があればよろしいですけれども、ない町村につきましては、いわゆる給与水準がむちゃくちゃになるというか、その辺が出てまいりますので、私たちは、やはり国が示します基準に忠実にしていくということを基本にはしていきたいと思っておりますので、財源と関係なしに、そういう形でまいりたいと、こういうふうに思っております。

議 長（森本修司君） ほかに質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

芝議員。

10番議員（芝 和也君） それでは、議案第48号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について並びに議案第49号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。態度表明としましては、48号については賛成、49号については反対の立場からのものであります。

今般の提案は給与等の引き下げについてであります。特別職については、その置かれている立場上やむなしとするものですが、一般職の職員にあっては、事

の性質が違うものと心得ております。今日、本町住民の皆さんを初め国民全体が置かれている背景としましては、雇用者全体の報酬の下落をどう食いとめていくのか、あるいは、そこをどう引き上げていくのかということが大きく問われている問題です。今日の川西町住民のおおよその平均年収は、税務当局で調べてもらいますと、給与所得者で見れば430万円になるそうであります。もちろん本町職員もここに含まれています。この数字を過去10年で拾ってみますと、およそ100万円の減になっております。これは、年収がこの10年間で2割減ったことを示していますから、各御家庭における生活設計の大変さは想像のとおりであります。

地域の実情の違いが反映されているのでしようが、国民全体の雇用者報酬を同じ10年で見ますと、約1割の落ち込みですから、本町の場合はより一層厳しいということを示しています。最初にも述べましたように、かなめは、この状態をどう改善していくのかが大きく問いかけられている問題だということであります。ところが、勧告されました人事院勧告の中身は、こうした観点よりは、民間ベースの落ち込みに照らして公務員はどうかという観点からのもので、県の人事委員会の立場も基本的に同様です。これでは、国民全体の置かれている背景の改善にはつながりません。むしろ逆で、マイナスに向かってアクセルを踏んでいるようなものにほかなりません。公務員の給与水準というものは、これまでもさまざまな方面で一つの基準に照らされてきています。ですから、この基準が引き下げれば、それだけ波及する影響も多方面に及びかねません。

また一方で、今般の改定により約1,000万円の財源が生まれることは先ほどの質疑のとおりであります。町長としても、人勧がなければとらなかった措置でありますから、逆の視点から見れば、これは思い切った財政措置をしたことと同じ結果でありまして、財政の観点ではないと町長はおっしゃっておられますけれども、問われているのは、まさにこの点だと私は思っています。事の是非は別にしまして、今般の取り組みは、結果として新たな財源を工面したことと同じなわけですから、ならば、それらを住民施策の向上に生かして住民生活を支えていく取り組みに結びつけることが、自治体のとるべき方策と心得ます。

今は何とも言えませんが、将来、人勧の引き上げが勧告されれば、それはそれで従うというのが町長の基本姿勢であります。なおかつ、その間に実施をした町内の行政施策全体についても、それはそれで進めていくという旨の意思はお示しでありますので、それでいくなれば、職員給与のマイナス要因に限っては、今回据え置かれんことを改めて申し述べまして、議案第49号の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については反対するものであります。

議 長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

宗行議員。

5番議員（宗行正明君） 芝議員の指摘は、ある面において全くそのとおりだと思います。ただ、民間企業の給与、ボーナスを考えてみましょう。企業によっててんでんまちまちですよ。それを一々他に説明する必要はないですよ。もうかっておる会社はしっかり払えばええんやし、やっぱりもうからん会社は皆に辛抱してもらおうでも雇用を確保するか、それとも首切りをやるか。

ところが、国、中央を含めて公務員の給料というのは、その財源がどこから出ているかということを考えないといかんわけですよ。税金から出ているわけですよ。民間企業の給与と違って、公務員の給与は税金から出ている以上、国民、住民に対して筋の通った説明ができる根拠が必要なわけですよ。そうすると、その根拠をどこへ持っていかといたら、これは実に難しい。そのために国は人事院というものをつくって、常々民間の経済動向と給料動向を細かく調べて、そして、県ぐらいになると人事委員会を持ち、それを基準にして国家公務員が来たら地方公務員。先ほどの町長の答弁が一番正しいと思います。そのときそのときで恣意的にやっておいたら、ぐじゃぐじゃになってしもうて、税から払われる給与の体系が、住民に対してきちんとした説明ができなくなりますよ。

そういう意味では、市町村ベースではやっぱり人事院勧告に基づいたベースで、上げるべきときは上げ、下げるべきときは下げる、その財源は財源として別個の問題として対応していく。そういう意味においては、私は議案第48号、49号ともに原案どおりで賛成の討論といたします。

議長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第48号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり可決することに決しました。

議案第49号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程第5、議案第50号、訴えの提起についてを議題とし、議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町議長（上田直朗君） 日程第5、議案第50号、訴えの提起についてでございます。

これは、式下中学校の敷地で未登記の土地について、相続人と所有権移転登記の交渉をしまいたのでありますが、相手方が強硬な姿勢を崩さないことから、取得時に締結いたしました不動産交換契約をもって裁判所に所有権移転登記手続の申し立てを行うに当たり、地方自治法の規定に基づきまして、議決をお願いします。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（森本修司君） 提案説明が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。

質疑ございませんか。

宗行議員。

4 番議員（宗行正昭君） 虚をつかれましたね。戦後のあの大変な混乱期に、1つは教育基本法が新たに制定されて、中学校が義務教育になったんですよね。そのために、各市町村ともに新しい中学校を建てんならんとということで、てんやわんやしたわけです。それから、もう1つ、農地解放で地主制度が否定されたんですよね。だから、その2つの中で、まあ言うてみたら、「おらが村の中学校を新たに作るんだから、気持ちように土地提供するわ。田んぼ提供するわ」、あったと思うんですよね。そやけど、中にはそうはいかん、「やっぱりおらのとこの田んぼがあそこにあるんやから、金寄せ」というのもあったでしょうね。

この案件は、昭和24年に提供を受けて、三宅村と一緒に式下中学校を組合立でつくって、かわりの土地を昭和29年に渡しておるんですよね。気楽だったんですよね。29年に渡したほうの土地はしっかり登記しとるんですよ。だけど、受け取ったほうの土地は登記せんとほったらかしとったわけですわ。しかし、戦後のあのどさくさ状況と、村社会の温和な状況からいったら、むべなるかなという気はせんでもないです。でも、資本主義を前提にして、法治国家である場合、一番基本中の基本は、私的所有権なんですよ。これが一番強いんだ。私的所有権は、動産及び不動産にわたるんですけども、動産に関しては、取られんようによう番をしとかないかんわな。そやから、落としたりなくさんようにせんなんですよ。持つとるやつは気をつけてる。ところが、不動産というのは勝手に動きはしませんから。だから不動産なんですよ。それだけに、法律上の裏づけとして登記制度は成立しておるわけです。ということは、登記という法の裏づけのある一番しっかりした所有権なんですよ。この私的所有権の強さは、ものすごく強いですよ。いきさつ上の証拠物件をさんざん集めて、証人を集めてやっても、果たして裁判所はどこまで認めるか。だから、今回の提案に、一番下にさらっと書いてありますな。「上訴を含めて」と。一審では負けるかもしれんから、そのときは二審で頑張りますと、こう書いてある。全くそのとおりです。ちゃんとやっておかないかん。

ただ、質問はそこじゃないんです。氷山の一角かもしれないということなんです。ほかにそういう事例が、要するに式下中学校の土地の所有権について、ほかに未登記の部分がないのか。それについては、今回厳密に調べて対応しておかんと、またどこで虚をつかれるかもわかりません。その辺はちゃんと調べておられるのかどうか、そこが質問であります。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） 教育長のほうからお答えいたします。

議 長（森本修司君） 教育長。

教育 長（森杉衛一君） まさに宗行議員のおっしゃることは当局もよくわかっておるんですけども、ただ、この件についてはかねてからの懸案事項ということで、私が平成11年でしたか、教育次長を担当させていただいているときからの懸案事項で言われておったんですけども、書類がなかなか見当たらないと。次の次長も書類探しで一苦労したみたいなんですけども、今回、幸い、学校統合問題の件で三宅との打ち合わせを、いかにあったかという変遷を調べるに当たって、幸い見

つかったということです。早速、課長のほうでつぶさに調べていただいた分があるんですけども、中には、相続登記のときにこういう物件があるので、もう早く登記をしたいという先方さんからの申し入れで一筆登記できた分もございます。

現在、未登記の分については、筆数としては9筆、面積的には3,800なんですけども、相手さんとしては4件。そのうちの1件ということです。同時期のものがもう1件あるんです。それについては書類はすべて整っておるというので、この方についても申し入れを引き続きしていきたいと思っております。

ただ、あと2件について、まだもう少し書類が整いませんので、倉庫の中をくまなく探したいと思っております。

以上でございます。

議長（森本修司君） ほかに質疑ありませんか。

中嶋議員。

9番議員（中嶋正澄君） 結局、登記をしてなかったということで、交換の条件として契約書をやったわけですからね。町としては何らかの形で相続——例えばこれを見てたら、相続権移転してますわね。ということは、町としては未登記で放っておいたという形であって、双方から今のこういう登記してる場合には、いわゆる相続権が発生してますわね。そのときに、昔から言う判つき料、そういう形でもし請求されたときは、町としてはどういう対応をとるのか。そこらはどう思っておられるのか。そうせんと、向こうは判をつかんと。法的に、強制的に判をつかすのか、こっちは書類があるから、法的には当然登記できるのか。それは弁護士にお任せやと思うし。そやけど、一応同意的なもので課税対象としてそののが持つておられるから、多分この問題が出てきたと思うからね。それに対して課税していたのか、していなかったのか。わかりつつ向こうがしていたのかどうかというのもありますわね。知らん間に相続していった。相続するときには相続権者が皆いるから、AさんからBさんに渡るときに、判つき料か、わしらでも兄弟で相続するとき判つき料がありましたけども、そういう形になるのか。そこらは弁護士にお任せかわからんけど、基本的に町の不動産の未登記ということは、その時点、昭和二十何年やから、うちらでも横田池のああいう場合でもずっと残ってましたからね。それは好意的に判をついてもらって、印鑑代だけ、200円でみんなうちらのものにしたけど。だから、今も同じようなそういう状態やと思いますのでね。その権利を主張されたときに、法的に証拠があったら、これはもう代替え地で、これ、多分105というたら、旧村の役場のあの辺かなと思いますけどな。

だから、そこらの教育長の対応はどうかなと思って、ちょっと聞かしてほしい。

議長（森本修司君） 町長。

町長（上田直朗君） 今おっしゃったとおりでございます。特に、先ほど教育長が申しましたように、5件ほどまだ未登記の部分が残っております。それらは、もう前から話をしに行っているんですけども、何ら証拠書類がなかったということで、なかなか相手さんの了解を得られなかったということがございました。それで、歴代の教育次長が相当努力してくれたんですけども、そのままになっているというのが現状でございます。

ただ、今回の訴えの提起につきましては、先方さんが親から相続をされまして、自分の名前にされてますので、これはもう、すぐ売買と申しますか、そういうことも含めて、差し押さえも含めて対象になりますので、町としては早く対応しなければならないということでございます。この部分に対する税金は、もうその当時からもらっておりませんで、中学校用地ということで、町の課税台帳からは削除しておりますので、課税は全くしておりません。

それで、今回、先ほど申しましたように書類が出てまいりましたので、その書類をもって本人に説明をしたんですけれども、本人がなかなかそれを聞き入れてくれなくて、今おっしゃったように、いわゆる判つき料と申しますか、そういうことも含めて額を請求されておりますので、私たちは、それはもうさせてもらうわけにはいきませんので、証拠書類と申しますか、今までの書類をもって理解してほしいということを言うてたんですけれども、それが、らちが明かないといひますか、了解が得られませんので、こうして裁判に訴えて押さえておくというか、こういう対応をしておりますので。

今後に残っている家につきましては、書類をまず探しまして、そういう証拠書類をもって了解を求めるといひか、理解してもらおうようにこれからも努めていきたいと思っておりますので、その部分についてはそういうことは全く考えていないということで、御理解いただきたいと思ひます。

議 長（森本修司君） ほかに質疑ありませんか。

芝議員。

10番議員（芝 和也君） まず、基本的なことなんげすけれども、いきさつはいろいろあると思うんですが、何で今まで未登記で来たのか。

それから、2点目として、いきさつはいろいろあって、未登記で来て、今ここに至っているわけですが、これに関して、未登記でほったらかしにしといたという町としての非について、町長自身はどう考えておられるかということですよ。

それから、所有権移転の手続を踏みますけれども、議案に付いている経過説明でいひますと、一番初めに話が起こってきたのが10月4日という記載がされています。いわゆる賃借料の請求があったところから始まっています。今、各同僚議員からの質問の中でも町長がお答えになったように、いろいろといきさつの説明はしているけれども、なかなからちが明かんと、こうなっていると思うんです。いずれにしましても、所有権移転の申し立てをして手続を踏もうとしているわけですが、その前に、今もう事態がちょっともつれるといひますか、そうなるから、そこは厳しい側面はあると思ひますけれども、納得と合意を得る、そういう方向での道理を尽くした町の対応ですね、これについて話し合いの余地はもう持たれないのか。この辺の可能性についてお尋ねいたします。

それと、最後に、訴訟において請求が容認されないときは上訴するということですよけれども、言い分は通るだろうという、その辺の町としての見通しをどうお持ちなのか。

その4点をお尋ねいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） その当時のいきさつと申しますか、先ほど宗行議員さんがおっしゃっておられましたように、昭和24年ですので、農地解放があって、そのときに地主と小作とがいろいろ絡んでたと思います。それらの小作人の方々に對する理解を得てしていくということで、まず了解をとられたんだけど、後の代替え地を探したりするのに相当時間がかかったりして、それが、当時は村役場でしたので、担当の職員も非常に少なかったと思うんですけども、そういうことも含めて何年にもなっているんですけど、その中で引き継ぎがうまくいってなくて、そのまま残ったのではないかなというふうに我々は解釈をしております。

今見ましたら、その当時は、前の助役をしておられました方の字でちゃんと書いておられて、あの方がその当時の総務課長をしておられたのかなというふうに思っているんですけども、そういうような形で書類が残っておりましたので、その書類をまず十分に調べまして、あとの方についてもそういう話をしていきたいと、こういうふうに思っております。

ついででございますけれども、その中にそういう民間の方ということと、それから国有地がございます。国有地が一番大きくて、5,700平米ほどあるわけですけども、この国有地は、毎年川西町から借地代ということで予算を組ませてもらって国に払ってるんですけども、国のほうが以前からも買い取れということなんですけども、相当大きな価格で言うてきてますので、それよりも借地料を払うほうが負担が大きくなるということで、そのままずっと続いているんですけども、国のほうからも、まだこれが農地解放の続きの中で農林省が管理しているという中に入っていますので、これがしばらくすると農林省じゃなしに、国の財産として財務省のほうに移るので、そうすると価格もあるので、何とかしないかという相談もあるようですので、それらも含めまして、その当時の農地として評価してもらおうということ、それから、いきさつがどういうふうになっていたのか、関係の持っておられる方には村がその当時は精算というか、代替え地なり代金を払ったりして精算していると思うんですけども、あと、解放するのに国に買い上げられた後の手続ができていないということで、その辺も我々は精査しまして、国のほうに十分に理解をしてもらって、早く町有になるように努めていきたいと思っております。またその時点が来ましたときには、議員の皆さん方にも御説明申し上げて、ひとつ御理解をいただきたいなというふうに思っております。

今おっしゃいましたように、これが何でこうなっているかということが、我々も今想像で言っておりますけども、先ほど宗行議員さんにおっしゃっていただいたように、農地解放で川西町の農地がかなり動いてますので、その中の一つとして、公的な部分については後回しにしてきたのではないかと、それがそのまま残って、担当もかわって残ってきたのではないかなという想像なんですけども、早くこれをしたいと思っております。こういうことで長いことずっと残ってきているということにつきましては、責任を本当に感じておりますので、ひとつその辺は御理解をして、御容赦いただきたいと思っております。（「手続を踏むねんから、さらに突っ込んだ話し合いの余地はもう既にないのなのか、どうなっているのか、その辺のところと、この請求、裁判所に申し立ててるうちの言い分の見通しです

な、それについてはどうですか」と芝議員呼ぶ)

今、当事者につきましては、私も会わせてもらって説明させてもらったんですけども、本人もそういう意思を変えられないような状況なので、弁護士とも相談しますと、やはり本人の相続ができてますので、やはり移る可能性があったら、また余計な話が出てまいりますので、早く措置するほうがいいだろうということでございます。この方については、先ほど申しましたように、契約書等がずっとそろっておりますので、弁護士の話では、これだけの証拠があればいけるだろうというか、理解を求められるだろうということでございますので、我々はそういうことで、見通しは明るいということでは思っております。

議長（森本修司君） 芝議員。

10番議員（芝 和也君） 大体いきさつはそういうことで、今となつては、きちんと経過が書かれた何かがあれば、また別ですけども、そうでないということでは、町長の今の話のとおりかなというふうにも理解いたします。

それで、所有権移転の仮処分、要するに、あの土地が今の持ち主からほかへ売れんように仮処分申請をしてるということですから、事態としては相当抜き差しならんという表現がええかどうかわかりませんが、もつれてしまって、話し合いの余地はもうないと。一定その土地がさらに転売されていくということがあつてはならないからという判断のもとに仮処分を申請しているのかなというふうには判断しますが、そこら辺、きちんとした説明をもう一度求めます。

議長（森本修司君） 町長。

町長（上田直朗君） 今、芝議員がおっしゃったように、もう本人の名前になっていきますので。現存されておる方の名前になっておりますので。そしてまた、これを転売される、そういう危険を感じまして、学校敷地の中なんだということ早く表明して、それを手続上押さえておくという形でしてもらいまして、移転の差し止めと、これにつきましては証拠をもって所有権を移してもらおうということの訴えを起こすということでございますので、御理解いただきたいと思ひます。

議長（森本修司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

芝議員。

10番議員（芝 和也君） それでは、議案第50号、訴えの提起についてであります。態度表明は、賛成の立場からのものであります。

今般の訴えは、本町が過去の川西村時代において、式下中学校の公共用地を地権者との間で交換契約により取得しておきながら、未登記で放置しておいたがために、今日になって交換契約者の3代目に当たる相続人より、その間の借地料等の請求を受けたことに起因して、所有権移転の手続を請求する訴えを起こそうとするものであります。

基本的には、現在、登記簿上の地権者の言い分は通るものではないと私自身は判断するものですが、事ここに至った原因は本町の未登記にあることは否めませ

ん。この点では、相手方に対して誠意を持って解決に当たることが、現時点で求められている、今日における町としての最善の態度ではないかというふうに考えます。既に事が起きている状態での軌道修正は容易ではありませんが、行政の基本姿勢はここにあり、この姿勢を欠いてはならないものというふうに心得ます。

議案の経過説明にあるように、賃借料等をどういう意図を持って町当局に対して請求されてきておられるのかは、この議案だけでは判断できるものではありませんが、ここに至る何がしかの要因については、町長自身も先ほど、町にも一定の非はあるということをお示しでありますし、町当局にその責任が十分あると私自身も判断するものであります。まずは道理を尽くして、町としての本意を伝え、相手方の納得と合意の形成に徹する姿勢に立つことが、行政当局の常に心得おくべき基本姿勢というふうに感じております。

ですから、今後においても同様の事態等々、いろいろな局面で出てくることはありまじょうが、そういう点においてもこういった姿勢を貫かれ、理解が得られない場合の最終局面においては裁判による決着というのもありまじょうが、それは最終的な事態ということで進められるように、全体としてその意見を申し述べまして、今般の訴えについては賛成するものであります。

議長（森本修司君） 宗行議員。

4番議員（宗行正昭君） 賛成討論が重なるんですけど、あえて申し上げます。

確固たる姿勢で臨んでください。ここで判つき料とか和解とか、そんなにおいなんて、これっぽっちも出したらだめですよ。

それと、もう一つ、さすがに素早かった。弁護士さんの知恵を借りたんでしよう。よく仮処分の登記しとるんですが、これね、怖いんですよ。売った相手がどういう団体かによって、大変なことになる場合があるんですよ。そこのとこだけは、売れんようにぱっと手を打ったのは見事です。それだけに、もう腰が砕けてはだめです。とことんきちんとした形で、裁判で頑張っていたきたい。そうやないと、あと3例残っておるんでしよう。またそれがおかしくなりますよ。

そういう意味では、きっちりと、訴訟において請求が容認されないときは上訴するものとする、ここまでを含めて賛成いたします。

議長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第50号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程第6、発議第9号、川西町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてを議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

宗行正明議員。

4番議員（宗行正昭君） さきに特別職並びに一般職の期末手当の条例改正が当議会

にて可決されました。とすれば、当然それを受けて、議員、議会としても自らも身を処すべきである。とすれば、同率で議員の期末手当の減額という条例改正をすべきだと思います。

議員諸氏の御理解を得て成立することに、御賛同をよろしくお願いたします。

議 長（森本修司君） 説明が終わりましたので、質疑を省略し、討論に入ります。  
討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

発議第9号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり可決することに決しました。

以上をもちまして、本臨時会の日程はすべて終了いたしました。

閉会に当たり、町長より閉会の挨拶を受けることにいたします。

町長。

町 長（上田直朗君） 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

提出いたしました議案につきまして慎重に御審議をいただき、議決いただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

議員各位には、今後も町政の推進のために御指導、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。閉会の御礼とさせていただきます。

ありがとうございました。

議 長（森本修司君） これをもちまして、平成22年川西町議会第2回臨時会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（午前10時50分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成22年11月29日

川西町議会  
議 長

署名議員

署名議員

(議決の結果)			
議案番号	件名	議決月日	審議結果
議案第48号	特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	11月29日	原案可決
議案第49号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	11月29日	原案可決
議案第50号	訴えの提起について	11月29日	原案可決
発議第9号	川西町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について	11月29日	原案可決